

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- 2 給料は、給料月額とする。
- 3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理職手当
 - (2) 扶養手当
 - (3) 住居手当
 - (4) 通勤手当
 - (5) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当
 - (6) 管理職員特別勤務手当
 - (7) 期末手当及び勤勉手当

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員給料表（別表第1）
- (2) 学芸員給料表（別表第2）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準は別表第3のとおりとする。
- 3 理事長は全ての職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

- 第4条 新たに職員となった者の号給は、別表第4に定める初任給基準表を基準として、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 職員を昇格させる場合は、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。
 - 3 職員を降格させる場合は、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。
 - 4 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
 - 5 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給料及び第2条第3項第1号から4号及び第6号に定める手当は、その月の月額的全額を毎月21日に、同項第5号に定める手当はその月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項及び次項において「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 第2条第3項第7号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から土曜日、日曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 給与は直接現金で支払うものとする。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が別に指定する職にある者に対し支給する。

- 2 管理職手当の支給を受ける職員が月の初日から末日まで勤務しなかった場合、管理職手当は支給しない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届(第1号様式)により届出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する日(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただ

し、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 第2項に掲げる者のうち、次に掲げる者は扶養親族としない。

- (1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、年金所得等の合計額が、年額130万円以上であると見込まれる者

(認定)

第9条 扶養手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を扶養手当認定簿（第2号様式）に記載するものとする。

(準用規定)

第10条 第9条第6項の規定は、第12条住居手当及び第14条通勤手当について準用する。

(住居手当)

第11条 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、その家賃（使用料を含む。）を支払っている職員又はその所有にかかる住居に居住している職員で世帯主であるものに、別表第5より住居手当を支給する。

2 新たに職員となった者で前項の要件を具備している者及び新たに前項の要件を具備するに至った職員は、住居届（第3号様式）に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出なければならない。住居届の内容に変更があった場合も同様とする。

(認定)

第12条 住居手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を住居手当認定簿（第4号様式）に記載するものとする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃を負担することを常例とする職員

(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、別表第6の区分に応じ支給する。
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 7 新たに職員となった者で第1項の要件を具備する者及び新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届(第5号様式)によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。通勤届の内容に変更を生じた場合も同様とする。
- 8 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、通勤手当は支給しない。

(認定)

第14条 通勤手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を通勤手当認定簿(第6号様式)に記載するものとする。

(時間外勤務手当)

第15条 所定の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第16条 休日に勤務を命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の135を休

日勤務手当として支給する。ただし、他の日に休日を振替えた場合を除くものとする。

(夜間勤務手当)

第17条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員は、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 第16条、第17条及び第18条に係る勤務の命令は、時間外勤務等命令簿(第7号様式)により行う。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給料額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 第7条第1項の規定に該当する職にある職員が、職務上、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は勤務1回につき8,000円とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の額は、12,000円とする。

(手当の支給)

第20条 手当は、支給事由の生じた月の分を翌月の給与の支給日に支給する。ただし、管理職手当、扶養手当、住居手当、及び通勤手当については、支給事由の生じた月の給与の支給日に支給することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、次の各号に該当する者以外の職員に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額(給料、及び扶養手当の合計額をいう。以下同じ。)に、別表第7の期末手当支給割合を乗じて得た額に、在職期間の区分に応じて定める別表第8の支給率を乗じて得た額を支給する。

(1) 無給休職中の者

(2) 就業規程第47条第3号の停職中の者

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、次の各号に該当するもの以外の者に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき勤勉手当基礎額(給料の月額をいう。)

に、別表第9の勤勉手当支給割合を乗じて得た額に、勤務期間の区分に応じて定める別表第10の期間率を乗じて得た額を支給する。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に0.925を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- (1) 無給休職中の者
 - (2) 就業規程第47条第3号の停職中の者
- 3 別表第11に定める職にある職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、前項の規定にかかわらず、当該額に給料月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。
- 4 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第1項及び第2項各号に掲げる者を除く。）についても期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 5 第1項の在職期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。
- (1) 就業規程第9条により休職となっていた期間は2分の1の期間
 - (2) 就業規程第47条第3号による停職期間
 - (3) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇（当該育児休暇の承認に係る期間が1箇月以下である職員を除く。）及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇をした期間は2分の1の期間
- 6 第2項の勤務期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。
- (1) 就業規程第9条により休職となっていた期間
 - (2) 就業規程第47条第3号による停職期間
 - (3) 無給欠勤期間（7時間45分をもって1日に換算）
 - (4) 病欠休暇から、就業規程第18条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合は、勤務をしなかった全期間
 - (5) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇の期間
 - (6) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇育児短時期勤務制度及び介護休暇等に関する規程に定める介護短時期勤務制度の適用を受けて、1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合は、その勤務しなかった期間（勤務しなかった時間数を7時間45分をもって1日に換算した日数）

（不就業時間の給与）

第22条 就業規程第9条、第13条、第23条、第32条及び第43条の規定により就業しなかった場合の給与については次の各号による。

- (1) 就業規程第9条に規定する休職の期間は、発令の日から3箇月までの間は給料月額の100分の80を支給し、3箇月を超えて9箇月までの間は給料月額の100分の60を支給する。
- (2) 就業規程第23条第1項による休暇期間の給与は、同規程第45条の規定により支

給する。ただし、災害認定日と災害補償に相当する給付が行われるまでの間は、給料月額を日割りで計算し支給する。

- (3) 職員が勤務しないときは、職員就業規程により有給休暇が与えられた場合を除き、第18条に規定する勤務1時間当たりの給料額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。なお、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- (4) 就業規程第43条の規定により就業を禁止した期間の給与については、その都度決定する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第1項の規定の適用については、同条別表第3中

6月	1.4	0.75	2.15	6月30日
----	-----	------	------	-------

を

6月	1.25	0.7	1.95	6月30日
----	------	-----	------	-------

とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成21年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員(以下、「減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額の合計額に0.22/100を乗じて得た額に、平成21年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から5号級まで
3	1号級

- (2) 平成21年6月1日において減額対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.22/100を乗じて得た額

- 3 別表第3の改正(平成21年12月1日施行)のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給割合の改正については、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表

及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成22年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員（以下「平成22年減額改定対象職員」という。）が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に0.2/100を乗じて得た額に、平成22年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から15号級まで
3	1号級から11号級まで
4	1号級から7号級まで
5	1号級から5号級まで

- (2) 平成22年6月1日において平成22年減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.2/100を乗じて得た額

- 5 別表第3の改正（平成22年12月1日施行）のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給割合の改正については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この改正後の規程の施行日におけるその者が属する職務の級は、改正後の規程の施行日の前日においてその者が属していた職務の級とする。
- 3 この改正後の規程の施行日の前日において改正前の職料表の適用を受けていた職員の施行日における改正後の給料表の適用を受ける場合の号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額に対応する号給とする。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は平成27年1月1日から施行する。
- 2 平成26年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.75」とあるのは「0.825」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 切替日（平成27年4月1日）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年2月5日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は平成28年1月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.8」とあるのは「0.85」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年2月1日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.85」とあるのは「0.9」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族

たる配偶者」という。)については12,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については9,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人に8,500円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については8,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）について7,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に9,500円（職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がなくあつては、そのうち1人については7,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がなくはその旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」とする。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月20日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は、平成31年2月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.90」とあるのは「0.95」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養

親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。

附 則（平成31年1月20日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成30年4月1日から適用する。ただし、別表第7の改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については8,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若し

くは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場を除く。))とする。

附 則(平成31年4月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 事務職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	141,200	190,900	224,300	257,000	282,500
2	142,200	192,600	225,900	258,800	284,700
3	143,300	194,300	227,300	260,600	286,900
4	144,300	196,000	228,900	262,600	289,000
5	145,400	197,500	230,000	264,500	290,800
6	146,700	199,200	231,400	266,400	293,000
7	147,900	200,900	232,900	268,400	295,100
8	149,200	202,600	234,300	270,300	297,300
9	150,400	204,000	235,700	272,200	299,300
10	151,800	205,700	237,100	274,200	301,200
11	153,200	207,300	238,400	276,100	303,300
12	154,800	209,000	239,700	278,000	305,300
13	156,000	210,600	241,100	279,700	307,100
14	157,400	212,200	242,600	281,600	309,000
15	158,800	213,800	244,200	283,600	310,900
16	160,300	215,300	246,000	285,500	312,800
17	161,600	216,600	247,500	287,300	314,500
18	164,200	218,200	249,200	289,300	316,400
19	166,600	219,700	250,800	291,200	318,300
20	169,100	221,300	252,400	293,200	320,300
21	171,700	222,300	254,200	294,800	321,700
22	173,300	223,700	256,000	296,800	323,500
23	174,800	225,100	257,700	298,700	325,300
24	176,400	226,300	259,400	300,600	327,100
25	177,800	227,500	261,100	302,200	328,600
26	179,500	228,700	262,900	304,100	330,400
27	181,200	229,600	264,700	306,100	332,200
28	182,800	230,800	266,300	308,100	333,900
29	184,300	232,000	267,700	309,200	335,700
30	185,600	233,000	269,500	311,100	337,400
31	187,100	234,200	271,200	312,900	339,200

32	188,500	235,400	273,000	314,900	340,800
33	189,700	236,300	274,600	316,700	342,100
34	191,000	237,600	276,200	318,500	343,300
35	192,100	238,900	277,900	320,400	344,700
36	193,300	240,300	279,600	322,200	346,000
37	194,600	241,600	281,000	324,000	347,200
38	195,800	242,900	282,600	325,900	348,100
39	197,000	244,200	284,100	327,600	349,100
40	198,300	245,500	285,600	329,400	350,200
41	199,300	246,600	287,100	330,800	350,900
42	200,500	247,900	288,700	332,100	351,800
43	201,800	249,200	290,200	333,500	352,600
44	203,000	250,400	291,800	335,000	353,500
45	204,100	251,500	292,700	336,500	354,400
46	205,100	252,500	294,100	337,300	355,100
47	206,100	253,700	295,500	338,400	355,900
48	207,100	255,000	297,100	339,300	356,600
49	208,100	255,900	298,600	340,200	357,300
50	209,100	257,000	300,100	341,200	358,000
51	210,000	258,200	301,600	342,100	358,600
52	210,900	259,400	303,100	343,100	359,300
53	211,300	260,300	304,500	344,000	359,800
54	212,100	261,300	305,600	344,700	360,300
55	212,900	262,100	306,800	345,300	360,900
56	213,700	263,200	307,900	346,000	361,600
57	214,300	264,200	308,600	346,400	362,000
58	215,300	265,100	309,400	346,900	362,600
59	216,000	266,000	310,200	347,600	363,200
60	216,900	267,000	310,900	348,300	363,800
61	217,600	267,400	311,800	348,600	364,100
62	218,300	268,300	312,200	349,200	364,700
63	219,200	268,900	312,800	349,900	365,300
64	220,100	269,800	313,600	350,600	365,800
65	220,800	270,800	314,400	350,800	366,200
66	221,400	271,500	315,000	351,400	366,700
67	222,000	272,300	315,700	352,100	367,200
68	222,800	273,000	316,400	352,600	367,700

69	223,500	273,800	316,800	352,900	368,000
70	224,200	274,300	317,400	353,500	368,400
71	224,900	274,600	317,900	354,200	368,800
72	225,400	275,100	318,400	354,700	369,200
73	226,100	275,300	318,700	355,100	369,500
74	226,900	275,600	319,200	355,600	369,700
75	227,600	275,800	319,600	356,200	370,000
76	228,300	276,200	320,100	356,600	370,300
77	228,800	276,400	320,400	357,100	370,500
78	229,400	276,500	320,900	357,700	370,800
79	230,100	276,900	321,400	358,200	371,100
80	230,800	277,200	321,900	358,400	371,300
81	231,300	277,500	322,100	358,800	371,500
82	232,000	277,800	322,500	359,300	371,700
83	232,700	278,100	323,000	359,700	372,000
84	233,300	278,400	323,400	360,100	372,200
85	233,800	278,700	323,700	360,400	372,400
86	234,300	279,100	324,000	360,900	372,700
87	234,600	279,400	324,500	361,300	373,000
88	234,900	279,800	324,900	361,700	373,200
89	235,200	280,000	325,100	362,000	373,400
90		280,200	325,500		
91		280,400	325,900		
92		280,800	326,300		
93		281,000	326,500		
94		281,300	326,900		
95		281,700	327,300		
96		282,100	327,600		
97		282,200	327,800		
98		282,500	328,200		
99		282,900	328,600		
100		283,200	329,000		
101		283,400	329,500		
102		283,700	329,800		
103		284,100	330,200		
104		284,300	330,600		
105		284,500	331,100		

106		284,900	331,500		
107		285,300	331,700		
108		285,600	332,000		
109		285,800	332,500		
110		286,000			
111		286,200			
112		286,600			
113		286,800			
114		287,000			
115		287,300			
116		287,600			
117		287,900			

別表第2（第3条関係） 学芸員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600

14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100

45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800

76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			

107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				

別表第3（第3条関係） 級別職務表

イ 事務職員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	主任及び主事の職務
2級	副課長、課長代理及び主査の職
3級	課長、室長の職務
4級	理事長が別に定める
5級	理事長が別に定める

ロ 学芸員給料表級別職務表

級	職務の内容
1 級	学芸員の職務
2 級	理事長が別に定める
3 級	理事長が別に定める
4 級	理事長が別に定める
5 級	理事長が別に定める

別表第 4（第 4 条関係） 初任給基準表

イ 事務職員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1 級21号給
短大卒	1 級 9 号給
高校卒	1 級 5 号給
その他	1 級 1 号給

ロ 学芸員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1 級29号給
短大卒	1 級13号給

別表第 5（第11条関係）住居手当

支給要件等	手当額等
月額23,000円未満の家賃を支払っている者	家賃の月額から12,000円を控除した額
月額23,000円以上の家賃を支払っている者	家賃の月額から23,000円を控除した額の 2 分の 1 を 11,000円に加算した額。 ただし、27,000円を限度とする。
自宅で世帯主である者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日～平成26年3月31日：2,000円 ・平成26年4月1日～平成27年3月31日：1,000円 ・平成27年4月1日～：0円

別表第6（第13条関係）通勤手当

区 分	片道の通勤距離	手当額等
交通機関等利用者		交通費の最低実費が19,900円までの場合はその実費。 19,900円を超える場合は、19,900円と19,900円を超える金額の2分の1の金額の合計額とし、合計額が29,850円を超えるときは29,850円を限度とする。
交通用具使用者 (自動車・単車等)	2 km以上 4 km未満	2,100円
	4 km以上 7 km未満	4,100円
	7 km以上10km未満	6,600円
	10km以上15km未満	9,300円
	15km以上20km未満	12,700円
	20km以上25km未満	16,000円
	25km以上	19,600円
自転車使用者	2 km以上 4 km未満	2,100円
	4 km以上 7 km未満	4,100円
	7 km以上	6,600円

別表第7（第21条関係） 期末手当支給割合

支給期	支給割合
6月	1.3月
12月	1.3月

別表第8（第21条関係） 期末手当支給率

在職期間	支給率
6箇月	100/100
5箇月以上6箇月未満	95/100
3箇月以上5箇月未満	90/100
3箇月未満	80/100

別表第9（第21条関係） 勤勉手当支給割合

支給期	支給割合
6月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、1.85以下の範囲で理事長が定める割合
12月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、1.85以下の範囲で理事長が定める割合

別表第10（第21条関係） 勤勉手当期間率

勤務期間	期間率
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100
2箇月15日以上3箇月未満	40/100
2箇月以上2箇月15日未満	30/100
1箇月15日以上2箇月未満	20/100
1箇月以上1箇月15日未満	15/100
15日以上1箇月未満	10/100
15日未満	5/100

別表第11（第21条関係） 役職加算措置の加算率表

職	加算割合
管理監	10/100
課長、室長、副課長、課長代理	5/100

加算額＝給料×加算割合